

【 令和4年度 第1回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

令和4年6月29日開催

番号	資料名
1	宮城地方最低賃金審議会委員名簿
2	宮城地方最低賃金審議会運営規程
3	宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程
4	申し入れ書(2022年2月17日付け全国労働組合(全労協)東北協議会・全国一般労働組合全国協議会宮城合同労働組合)(写)
5	2022年国民春闘にあたっての要請(2022年2月18日付け宮城県春闘共闘会議・宮城県労働組合総連合)(写)
6	最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引上げに関連する労働行政の改善を求める要請(2022年5月30日付け全労連東北地方協議会・全労連北海道地方協議会・宮城県労働組合総連合)(写)
7	申し入れ書(2022年6月14日付け全国労働組合連絡協議会(全労協)東北協議会、全国一般労働組合全国協議会、宮城全労協、全国一般労働組合全国協議会宮城合同労働組合)(写)
8	2022年最低賃金引き上げ審議に係わる要請書(2022年6月14日付け宮城県労働組合総連合)(写)
9	2022最低賃金の審議にあたっての要請(2022年6月18日付け宮城全労協)(写)
10	宮城県の最低賃金額の引上げを求める会長声明(2022年6月23日付け仙台弁護士会会長伊東満)

宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定 数	公益を代表する委員 5名 労働者を代表する委員 5名 使用者を代表する委員 5名	任 期	令和5年5月14日
15名			
委 員	は会長、 は会長代理		
氏 名	職 名 等		
《公益を代表する委員》			
熊 谷 真 宏	公認会計士		
桑 原 真 弓	東北福祉大学教授		
内 藤 千香子	弁護士		
柳 井 雅 也	東北学院大学教授		
《労働者を代表する委員》			
阿 部 祥 大	宮城県東北電力総連特別執行委員		
釜 石 行 雄	電機連合宮城地方協議会事務局長		
佐 野 研	JAM 南東北宮城県連絡会事務局長		
照 井 美 紀	全日通労働組合宮城支部執行委員		
新 関 直 人	U A ゼンセン宮城県支部次長		
《使用者を代表する委員》			
阿 部 昌 展	仙台商工会議所理事・事務局次長		
稲 妻 敏 行	宮城県商工会連合会専務理事		
大 内 仁	宮城県中小企業団体中央会専務理事		
佐 藤 万里子	株式会社カネサ藤原屋 代表取締役副社長		
成 田 努	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事		

注．委員の配列は五十音順による。

宮城地方最低賃金審議会運営規程

令和 3 年 6 月 2 9 日改正

(目的)

第 1 条 宮城地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和 3 4 年法律第 1 3 7 条)及び最低賃金審議会令(昭和 3 4 年政令第 1 6 3 号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第 2 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときのほか、宮城労働局長、5 人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 人以上を含む 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により宮城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮城労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第 3 条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(委員の欠席)

第 4 条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第 5 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 7 条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前 3 項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第 8 条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度宮城労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 6 月 29 日から施行する。

宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程

令和3年6月29日改正

(目的)

第1条 宮城地方最低賃金審議会最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 8 条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第 9 条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮城地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第 10 条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する意義の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

2022年2月17日

宮城労働局 局長 殿

全国労働組合連絡協議会（全労協）東北協議会

議長 坪井 俊長

全国一般労働組合全国協議会

中央執行委員長 平賀雄次郎

宮城全労協

議長 大内 忠雄

全国一般労働組合全国協議会宮城合同労働組合

執行委員長 星野 憲太郎

申し入れ書

2022年3月に予定されている「中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の報告」及び、本年度中小企業にも適用された「パート有期雇用労働法」の実務に関し、以下の通り意見を述べ、質問を行う場を作っていただきたく申し入れます。

- 1 地域をランク分けする目安制度そのものを、5年に一度見直す審議が今行われています。そして2022年3月に審議の報告が出されようとしています。この機会に全国一律最低賃金制度に向けて、ランク制を見直すべきです。

東北地方の現在の地域最低賃金額は、岩手県821円、秋田県822円、青森県822円、山形県822円、福島県828円、宮城県が853円です。東京が1041円ですから、1ヶ月の法定労働時間である173.8時間働くとなると、宮城県において、東京との間に月に32,674円差がつきます。最低賃金の地域間格差の拡大が地方の人口減少・衰退を促進する要因のひとつであることは明らかなため、近年、多くの地方議会において全国一律を求める意見書が採択されています。県内の市町村でも全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための政府の施策を求める意見書が採択されています。

地方では自動車は生活必需品であり、その自動車保有費用を考慮に入れると

全国どこでも最低生計費は大きく変わることはありません。全国一律最低賃金制度は、若年労働者の都会への流出を防ぎ、地方の疲弊を阻止する役割を果たすことができます。221円まで広がった地域間格差を解消するには、全国一律制度確立に踏み出すことが求められます。

Cランク県である宮城県の貴労働局ができる限り尽力されるよう申し入れます。

そして質問事項は次の通りです。ご回答願います。

- ① 中央最低賃金審議会の「目安制度の在り方に関する全員協議会の審議」に対して地方審議会の意見がどのように反映されるのか、明らかにしていただきたい。
- ② 前記議会での請願採択が反映されるべきと考えるが、貴局の見解を明らかにしていただきたい。
- ③ 今年度における前記審議会の審議経過を明らかにしていただきたい。

2 パート有期労働法が本年度から中小企業にも適用され、また同法に関するガイドラインも作られて、均等待遇及び同一労働同一賃金への期待が高まっています。しかしながら、労働現場では非正規労働者への賃金差別が解消方向にあるとは言えず、使用者が同一労働を崩すために正規と非正規の職務内容に無理やり違いを作ろうとするなどの事態も表面化しています。貴労働局による使用者に対する指導の強化を申し入れます。

そして質問事項は次の通りです。ご回答願います。

- ① 有期雇用労働者が貴局（各地の監督署）に対し、この間行っている相談の中で、件数が多い相談はどのような内容なのか明らかにしていただきたい。
- ② パート有期法14条の待遇差に関する説明義務について、使用者が説明を怠った場合、あるいは抽象的な説明に終始した場合、貴局がどのような処置を行うのか明らかにしていただきたい。
- ③ 無期転換を逃れるために「最長勤務期間4年6か月」等の雇用期間を就業規則や労働契約書に盛り込む使用者が続発している。無期転換ルールが骨抜きになっていると思うが、貴局の見解を明らかにしていただきたい。
- ④ 無期に転換した労働者にも従前からの無期雇用者（正社員）と同一労働同一賃金を保障する法律が早急に必要であると思うが、貴局の見解を明らかにしていただきたい。

以上

2022年2月18日

宮城労働局
局長 小林 健 様

宮城県春闘共闘会議

代表幹事 高橋 正行

代表幹事 中山 一修

代表幹事 渡辺 孝之

宮城県労働組合総連合

議長 高橋 正行

2022年国民春闘にあたっての要請

責職におかれましては、日頃から、国民・住民の安定と安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、くらしの向上のためご尽力されていることと存じます。

わたしたちは、コロナ禍、労働者のいのちとくらしを守るため、賃金の大幅引き上げと底上げ、雇用の安定と、公務・公共サービスと社会保障の拡充、中小企業経営の安定と地域経済振興などをめざして22国民春闘にとりくんでいます。

労働者・住民のいのちと暮らしは、長引く新型コロナウイルス感染拡大によって、深刻さを増しています。特に、国民生活に直結している医療、介護、清掃、交通、流通、飲食などの生活インフラや国民生活を支えている公共サービス分野に顕著です。女性労働者、非正規労働者を中心に雇用と賃金の不安が広がっています。一方で、コロナ禍によって少くない事業所が生業の維持がむずかしく、地域経済の危機が進行しています。

コロナ禍を体験した労働者・住民は、これまでの新自由主義の政策を転換し、公務・公共サービスと社会保障の拡充、雇用とくらし・営業の安定のための公的支援策の強化を求めています。

この間、政府も自治体も支援対策を打ち出していますが、私たちは、より一層の労働者・国民のための対策強化が緊急に求められていると考えています。

コロナ禍のなか、国民の暮らしを支え、地域循環型の経済・社会をつくっていく取り組みをすすめることが必要と考えます。つきましては、22国民春闘の課題である、コロナ対策の強化と誰もが人間らしくらせる賃金を実現するため、下記の事項を要請いたします。

記

- ①非正規労働者の解雇、雇止めを防止するため、労働法令順守、整理解雇の4要件の周知徹底、監督・指導を強化すること。
- ②離職理由について、経営者の申請だけでなく、労働者に対して丁寧に事実を聴きとり、実態に基づいた失業手当の給付手続きをすすめること。
- ③「同一労働同一賃金」「不合理な差別は原則禁止」に基づき、非正規労働者の処遇改善のため指導・監督を強化すること。経営者に対する「説明義務の履行」とともに、労働者からの相談、

申し立てによる助言制度の活用も周知徹底すること。また、賃金、一時金の格差是正も促進を図ること。改正高齢者雇用安定法の趣旨に従い「働く意欲のある方」の再雇用が図られるよう周知徹底、指導、監督を強化すること。

④労働契約法 18 条の無期転換がすすんでいません。促進のため周知徹底。無期転換の権利を侵害する行為が見受けられます。不更新、労働条件の不利益変更に対しては厳しく指導すること。

⑤政府が予算化した看護師、介護職員、保育士の処遇改善加算を活用し、ベースアップの実施、処遇改善の状況を調査し、指導・監督を強化すること。

⑥誰もが人間らしくくらせる賃金として、最低賃金を大幅に引き上げ、時間額 1500 円以上の実現、現行の業務改善助成金制度を見直すとともに、コロナ禍で大変な中小企業に対して助成を拡充すること。最賃労働者委員について、連合独占任命の不公正を改め、公正・公平に任命すること。

以 上

2022 年 5 月 30 日

宮城労働局

局長 小林 健 様

全労連東北地方協議会

議長 勝見 忍

全労連北海道地方協議会

議 長 三上 友衛

宮城県労働組合総連合

議 長 高橋 正行

最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、新型コロナウイルスの感染拡大によって日本経済とりわけ、中小零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、暮らし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

2008 年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。いま、コロナ感染に加え、燃料高騰と物価上昇の下で、日本経済の回復をすすめるためには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

最低賃金は、都道府県ごとに 4 つのランクに分けられ、地域別最低賃金の 2021 年の改定で、すべてのランクで 28 円引き上げの目安が出され、各地方での審議の結果、最も高い東京は時給 1,041 円、本県 853 円、最低の県は 820 円で、相変わらず 221 円もの格差があります。これでは毎日 8 時間働いても月 12 万～15 万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げるとは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 24 万円、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上必要との結果が出されています。労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、最低賃金 1500 円へ引き上げるためには 21.01 兆円の前原資が必要であるが、それによる国内総生産額が 43.04 兆円、付加価値額 22.50 兆円増え、税収も 4.10 兆円の増収につながると試算しており、最低賃金 1500 円への引上げは経済振興のうえでも重要です。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価

改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。

政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動を実施し、労働者・国民の所得を引上げ、購買力を上げる事によって、地域の中小・零細企業の営業も改善させ、地域循環型経済への好循環を生み出し、コロナ禍を脱却する強い経済を作ることにつながると考えます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

1. 今年度の最低賃金については、コロナ禍で、厳しい状況に置かれている労働者の生計費の考慮、軽罪振興のためにも、ただちに「時間額1000円」以上をめざし、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のA・B・C・Dランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 最低賃金を引き上げと同時に、中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者のくらしと経営改善につながるよう、生産性向上を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
4. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすこととし、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
5. コロナ禍によって明らかになったエッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
6. 宮城地方最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会の一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布すること。
7. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

2022年6月14日

宮城労働局 局長 殿

全国労働組合連絡協議会（全労協）東北協議会

議長 坪井 俊長

全国一般労働組合全国協議会

中央執行委員長 平賀雄次郎

宮 城 全 労 協

議長 大内 忠雄

全国一般労働組合全国協議会宮城合同労働組合

執行委員長 星野憲太郎

申し入れ書

労働者が安心して暮らせる社会を実現するために、最低賃金制度の見直しをはじめとする下記の要請事項に関し貴局から回答をいただき、質疑を行う場を作られるよう申し入れます。

記

1. 最低賃金額の大幅引上げと全国一律の最低賃金制度について

- ① 最低賃金額は「生活保護との整合性に配慮する」とされているが、一人親世帯等の生活保護水準との比較では、なお最低賃金の方が低い。最低賃金額は、少なくとも一人親世帯が何とか暮らせる時給1500円以上の水準とするよう要請する。
- ② 最低賃金の地域間格差は、必要生計費の現実を反映せず、極端に大きい。来年3月にかけて中央最低賃金審議会において「ランク制の在り方」の検討などが行なわれることから、制度改訂の絶好の機会でもある。早急に全国一律最低賃金制度を実現するよう要請する。

2. 高齢労働者の賃金状況及び同一労働・同一賃金、均等待遇の早急な実現について

- ① 本年2月17日に行った貴局への申し入れの際に組合は、現行の最低賃金の水準では高年労働者の生活維持が困難になっていることを述べた。また、2月14日の深夜時間帯に働いて生活を維持していた新潟県村上市の高齢労働者たちが火災で命を失った最近の事例を申し述べた。貴労働局がいま取り組んでいる高年労働者に関する賃金面及び安全対策面における施策を明らかにしていただきたく要請する。

② 昨年4月から「パート・有期労働法」が中小企業にも適用され、「高年法」改訂も施行された。多くの非正規・高年労働者は「同一労働同一賃金」を文字どおり実現することを求めている。しかし、仕事は同じでも60歳定年後の雇用継続時に、賃金が大幅に引き下げられる事例が目立っている。貴局が「ガイドライン」も踏まえて、多くは非正規雇用である高齢労働者の同一労働・同一賃金、均等待遇を実現するために具体的な措置を講ずること要請する。

3 「シフト制」で働く労働者の保護について

厚労省は「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」を発表したが、文字通りそれを基準に監督・指導を行うことが急務である。

実際には「法的義務を負わせるものではない」「努力義務に留まる」という声が厚労省担当者からも聞かれたが、現場で働く労働者にとっては切実な問題なので、監督・指導を徹底するよう要請する。

4. フリーランスへの保護について

フリーランスやギグワーカーと呼ばれる働き方にも労働者としての保護を適用すること
ウーバーイーツなど「雇用によらない働き方」と呼ばれる労働が広がっているが、明らかに雇用関係にあるにもかかわらず形式的に「雇用ではない」とされ、労働者としての保護が受けられていない。

欧米では広く労働者として保護されているので、制度整備も含めてそれらの労働者を労基法上の労働者として扱うよう要請する。

以上

2022年6月14日

宮城労働局

局長 小林 健 様

宮城地方最低賃金審議会

会長 工藤 農 様

宮城県労働組合総連合

議長 高橋 正行 様

2022年最低賃金引き上げ審議に係わる要請書

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。いま、新型コロナウイルスの感染拡大によって日本経済とりわけ、中小零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうしたなかで雇用と賃金、暮らし、経済の悪化が進行しています。

政府は、「新しい資本主義」を打ち出し、「成長と分配」、賃金の引き上げの必要性について語っていますが、その実現に向けた財政措置と手立ては見えてこないのが現状です。中小企業の経営に大きな打撃を与え、多くの労働者が解雇、雇止め、シフト減らしのなかで生活して日々の暮らしも大変な状況に陥り「今日、明日の食料がない」と訴えている方もいます。

こうした状況のなかで、国民生活の保障と経済の立て直しの施策を同時に遂行していくことが国、行政に求められています。経済を回復させるためにも、GDPの6割を占める個人消費を高めることは必須です。最低賃金引き上げによって、生産を拡大し、付加価値を生み、雇用増につながるなど経済波及効果は大きく、冷え込んだ経済を立て直す特效薬になることは間違いありません。

コロナ感染拡大前から続いている企業における人手不足の解消も図られるとともに、県外への人口の流失の防止にもつながります。

全労連東北地方協議会で行った生計費試算調査では、単身25歳が仙台市で暮らす場合に必要な生計費は、月に24万円、時給1500円（月150時間で算出）以上必要との結果が出ています。

今年度の最低賃金審議会の議論においては、前述した点を踏まえて、下記事項について要請いたします。

記

1. 最低賃金の審議にあたっては、労働者の生計費の考慮、経済波及効果が生じることに着目し、ただちに「時間額1000円」以上「1500円」の実現に向けて積極的な議論を行い、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の是正のから地域別最低賃金のA・B・C・Dランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立するよう本省に上申すること。労働力流出防止、経済対策の観点から上位の都道府県との格差是正に努めるこ

と。

3. 最低賃金の引き上げと同時に、中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業負担を軽減する直接支援を導入する仕組みをつくること。また、直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。

4. 宮城地方最低賃金審議会労働者委員については、連合系からの推薦者のみならず、宮城県労連の推薦した候補者を任命し公正・公平な任命を行うこと。また、最低賃金審議会委員の任命、選考については、「労働局長の総合的な判断と」としたうえで、賃金室で任命する委員について起案しているが、起案した理由を示すこと。

2022年6月18日

宮城労働局長
小林 健 様宮城全労協 議長 大内忠雄
仙台市若林区新寺1-5-26-510

2022最低賃金の審議にあたっての要請

2022最低賃金の審議にあたって要請します。

昨年の審議では、地域最賃引き上げの趨勢は保ったものの、その額はまったく不十分であり、地域間格差の解消にも程遠いものでした。東京都で時給1041円、沖縄県と高知県で820円、221円の差です。労働者の最低生計費には都市部と地方でほとんど差がないという研究結果が公表されているにもかかわらず、これほどの地域間格差が続いています。

近年、とくに地方から引き上げを求める強い要請が繰り返され、政治の場においても歴代政府が引き上げを明言してきました。その背景には「低すぎる日本の最低賃金」「貧困と格差の拡大」という現実、さらに厳しい地域社会・経済の状況、特に若年世代の地方から大都市圏への流出に対する危機感があります。

最賃額の地域格差を解消するためには全国一律制を導入すべきだという議論も強まってきました。地域間格差につながる「目安」制度そのものが問われていますが、そのあり方を検討する全員協議会は審議が予定より遅れ、報告は来春に繰り延べされています。

岸田政府の姿勢にも疑念が向けられています。当初は強調されていた「分配」や「れいわの所得倍増」は後退し、前政権と変わらぬ「成長戦略」優先に置き換わってしまったと批判されています。安倍元首相の横槍があるとも指摘されています。しかも日銀総裁が「家計の値上げ許容度も高まっている」などと発言、労働者市民の生活とかけ離れた認識だと批判され、撤回するというありさまです。

首相は「25年間で働き盛りの世帯の所得が100万円以上減少している」と認め、対策の必要性に言及しました（3月3日、経済財政諮問会議）。首相の掲げる「新しい資本主義」は「貧困と格差」の現実に真剣に向きあうものであろうと、その成り行きが注目されました。

しかし、実際は「資産所得倍増」など格差拡大を誘導するような政策が強調されることとなっています。閣議決定された政府方針、「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引き上げに取り組む」という表現自体が、当初案からの後退を示唆しています（6月7日「経済財政運営と改革の基本方針2022」）。

この間の物価高が低所得労働者の生活を直撃するなか、大幅な引き上げを実現することが必要です。今春に公表された中小企業団体の調査でも、昨年と比較して最賃引き上げへ前向きな回答が増えたと報道されています。新型コロナウイルス感染拡大でこうむった打撃から回復するためにも、大幅引き上げに踏み出すときです。

すべての低所得労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」の実現のため、実りある最賃審議を求め、以下を要請します。

1. 最賃を全国一律1500円（時間給）に引上げること
2. 中小企業への最賃引き上げ支援策を拡充すること
3. 最賃審議を公開すること
4. 「目安」に関する全員協議会の経緯、今後の予定について明らかにすること

(以上)

2022年6月24日

宮城地方最低賃金審議会 御中

仙台弁護士会
会長 伊東満

会長声明等送付のご案内

当会では、2022年6月23日開催の常議員会において別紙書面のとおり「宮城県の最低賃金額の引上げを求める会長声明」を発表致しました。

よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

以上

【執行先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、宮城県、中央最低賃金審議会、宮城地方最低賃金審議会、厚生労働省宮城労働局

【参考送付】

各政党、宮城県選出国會議員、日本弁護士連合会、各弁護士会、各弁護士会連合会、河北新報論説委員

宮城県の最低賃金額の引上げを求める会長声明

1 最低賃金の現状

最低賃金法の目的は「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」（1条）にある。この目的に沿った最低賃金額が設定される必要がある。

宮城県の最低賃金額は、2021年10月1日に時間額825円から853円に引き上げられた。その前年10月1日にはコロナ禍の影響を受け、1円の引上げに留まっており、それと比べれば大きな引上げであった。

しかし、生活を維持していくことが困難な水準であることに変わりはない。むしろ、ロシアによるウクライナ侵攻や大幅な円安の影響などから物価が上昇する局面になっていることによって、最低賃金の引上げの効果が減じてしまっている。

また、東京都の最低賃金額が1041円であるのに対し、高知県と沖縄県は820円であり、都道府県による格差も、依然として大きなままとなっていることも課題である。このような最低賃金の格差は、人口の転出入に影響を与えるとされており、都市部への人口の集中の解消と地域経済の活性化に逆行するものである。

今後、中央最低賃金審議会、宮城地方最低賃金審議会での答申を経て、最低賃金額が決定されていくことになるが、物価上昇の中でも労働者が生活を維持するに十分な水準となるような最低賃金額の引上げがなされることが必要である。

2 地域間の格差の縮小について

また、都道府県の間には存在する格差についても、解消していくべきである。

中央最低賃金審議会は全国をA～Dの4つに区分して、それぞれに引上額の見安を示してきた。このことが格差を生じさせる原因になってきた。しかし、2020年及び2021年には、中央最低賃金審議会は全国一律の見安額を示し、格差の拡大は抑えられることとなった。

地域別最低賃金額を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差が無いことが明らかになってきている。

以上のことから、都市部と地方の間での最低賃金額の格差を縮小し、できる限り早期に全国一律の最低賃金制度への転換を図っていくべきである。

3 中小零細企業への支援

このような最低賃金の引上げを実現するには、我が国の企業の大半にあたる中小零細企業が、引き上げられた最低賃金を支払うことができる状況を作ることにも必要である。

この点について当会が2021年7月29日付け「宮城県の最低賃金額の引上げと中小零細企業への実効的な支援等を求める会長声明」で述べたように、賃金を引き上げた中小零細企業への社会保険料の減免措置や補助金給付制度等の支援策の検討も不可欠である。

4 結論

以上のことから、当会は、(1) 宮城地方最低賃金審議会に対し、労働者が生活を維持するのに十分な水準といえる最低賃金額まで引き上げる答申を行うこと、(2) 中央最低賃金審議会に対し、都市部と地方の最低賃金額の格差を縮小し、できる限り早期に全国一律の最低賃金制度への転換を図ること、(3) 国及び宮城県に対し、賃金を引き上げた中小零細企業への支援策を実施することを求めるものである。

2022 (令和4年) 年6月23日

仙台弁護士会
会長 伊東満

